

CJRP Discussion Paper Series

和解による解決と当事者の 訴訟手続評価： 2004年調査との比較を中心に

垣内秀介

東京大学法学部

No.24

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

和解による解決と当事者の訴訟手続評価：2004 年調査との比較を中心に

垣内秀介

〔要旨〕

本稿は、和解当事者と判決当事者とで裁判結果等の評価に差異が見られるか、という問題について、2004 年調査と本調査との比較を試みるものである。その結果、2004 年調査においては、①内容の勝敗や正当性の評価については、判決と和解の場合とで差が見られない、②判決終結事件の当事者と、和解終結事件の当事者とは、判決当事者の方が類似の問題が起こったときに再び裁判手続を利用したいと思う傾向がある、といった結果が得られていたが、本調査では、①結果の勝敗評価については、大きな傾向に変化はないが、変化がみられた点として、②結果の正当性評価について、代理人付被告の場合に判決の正当性評価が向上し、逆に、本人訴訟原告においては和解の正当性評価が向上していること、③再利用意欲について、判決当事者の方が高くなるという傾向はみられなくなっていることが確認された。

1 はじめに

(1) 本稿の目的

裁判実務上重要な役割を果たしている和解による事件処理が、実際の訴訟当事者によってどのように評価されているか、という問題は、現在の実務の運用のあり方を評価し、必要な場合にはその改善を図っていく上で、大きな関心をひくところであろう。実際、これまで行われてきた各種の調査においても、この点は重要な検討項目の1つとされてきた¹。ここでは、解決後の履行状況に関して、判決よりも和解の方が履行率が高いこと、また、満足度や解決の有利さ・公正さなどの評価に関しては、判決の方が評価が両端に分散し、和解の方が中間的な回答が多くなる傾向が見られるものの、全体を平均すると、判決と和解とで差が出ないか、あるいは判決の方がむしろ高い評価となっているとの指摘がある。

この点に関し、2004 年に終了した訴訟の当事者を対象として実施された訴訟行動調査（以下では、「2004 年調査」と呼ぶ）においては、①内容の勝敗や正当性の評価については、判決と和解の場合とで差が見られない、②判決終結事件の当事者と、和解終結事件の当事者とは、判決当事者の方が類似の問題が起こったときに再び裁判手続を利用したいと思う傾向がある、③和解交渉の経験は、結果の評価についても、再利用意欲についても、ともに若干否定的な影響を及ぼしているようであること、④和解事件の当事者は判決事件の当事者よりも裁判官に対する評価が高まる傾向があるが、裁判官による強度の和解勧誘

¹ 従来の調査については、太田（1993）、伊藤眞ほか（1999）、フット／太田（2010）、民事訴訟制度研究会（2007）、同（2012）、同（2018）のほか、2 次分析等として、垣内（2010）、山田（2010）、菅原（2014）参照。

は、逆に裁判官評価に否定的な影響を与える面がある、といった結果が得られている²。そこで、その後 10 年を経て³実施された訴訟利用調査のうち、訴訟当事者調査（以下では、「本調査」と呼ぶ）において、これらの点につきどのような結果が得られたかが問題となるが、本稿では、これらのうち、和解当事者と判決当事者間における裁判結果の評価の点について、分析を試みる。

（2）分析に用いるデータ、設問等

訴訟利用調査班において実施した訴訟利用調査のうち、当事者本人に対するもの（調査票としては、①代理人付原告、②代理人付被告、③本人訴訟原告、④本人訴訟被告の 4 つ）を主な分析の対象とする。

分析の対象とする設問としては、前提として、裁判結果（問 28（代理人付原告版、以下も同様））によって判決当事者と和解当事者を抽出した上で、とりわけ訴訟手続全体の評価に関わるものとして、結果の勝訴・敗訴（問 30（1））、結果の正当・不当（問 30（2））、総合満足度（問 32）、再利用意欲（問 3）を中心に取り上げる。また、付随して、和解交渉の有無（問 37）にも言及することがある⁴。

（3）2004 年調査との比較

今次調査と類似する調査として、民事訴訟制度研究会（菅原郁夫教授代表）による民事訴訟利用者調査が 2006 年、2011 年、2016 年に実施されているが、そこでは、自己の経験した手続に対する評価及び訴訟制度全般に対する評価に関し、2006 年以降、判決当事者による評価が有意に高い項目が増加しているなど、一定の経年変化がみられるようである。本稿においては、2004 年調査と本調査との比較において、同様の経年変化が見られるかどうかについても、分析を試みることにしたい。

2 前提となるデータの確認

以下の分析の前提として、はじめに、本調査における和解関係のデータについて、簡単に確認しておく。

（1）質問票の種別

当事者調査の質問票は、代理人付原告、代理人付被告、本人訴訟原告、本人訴訟被告の 4 種であるが、それぞれの回答者数の占める割合は、表 1 に示すとおりであり、本調査の方が、とりわけ代理人付原告の占める割合が高くなり、逆に代理人付被告の割合が低くなっている。全体に占める代理人付当事者の比率は、2004 年調査では 71.3%、本調査では 73.2% となっており、若干ではあるが、本調査の方が代理人付当事者が多く、本人訴訟当事者が少なくなっているといえる。

表 1 質問票の種別（2004 年調査と本調査の比較）

² 概観として、垣内（2018：27-29）参照。

³ 2004 年調査は 2004 年に終結した事件の当事者を対象とするものであるのに対し、本調査は、2014 年に終結した事件の当事者を対象とするものであるため、その間はちょうど 10 年ということになる。

⁴ これに対して、裁判官評価（問 41）については、今後の課題とし、本稿では扱わない。

	2004		本調査	
代理人付原告	243	45.6%	247	53.2%
代理人付被告	137	25.7%	93	20.0%
本人訴訟原告	37	6.9%	34	7.3%
本人訴訟被告	116	21.8%	90	19.4%
合計	533	100.0%	464	100.0%

(2) 事件の終局区分

事件の終局区分については、本調査では、該当が多かった順に、和解（示談）（47.6%）、判決（41.9%）、訴え取下げ（3.3%）、その他（1.3%）という結果であった。設問の形式及び文言が異なるために単純な比較はできないが⁵、2004年調査においては判決（49.4%）の方が和解（43.3%）よりも多かったが⁶、本調査では、和解の方が多くなっている点で、若干の違いがあるが、和解の比率そのものには大きな変化はなく、判決の比率の低下が大きく影響しているように見える⁷。

司法統計においては、2004年の終局区分は、判決 48.0%、和解 34.5%、取下げ 14.2%、本調査の対象となっている2014年の終局区分は、判決 43.6%、和解 34.5%、取下げ 18.5%であったため、判決の比率が低下し、和解の比率に変化がない、という点は、司法統計と一致するものといえる。他方で、2004年調査、本調査ともに、司法統計よりは和解の比率がかなり高くなっていることに留意を要する。

(3) 和解交渉の有無

裁判手続中の和解交渉の有無については、表2に示すように、2004年調査と比較すると、本調査では、和解交渉したとの回答が8.5%減少する一方、わからないとの回答が9.2%増加していることが目につく。わからないとの回答は、代理人付当事者において多いよう

⁵ 2004年調査では、終局区分のうち、もっともあてはまるもの1つを選ぶ形式であったが、本調査では、あてはまるものすべてを選ぶ形式となっている。また、和解に関し、2004年調査では「地方裁判所で和解した」との選択肢となっており、内容としては訴訟上の和解によるものかどうかを問うものとなっているが、本調査では「和解（示談）が成立した」となっており、裁判外の和解を経て訴えを取り下げた場合を排除しない文言となっている。

⁶ 垣内（2010・218）参照。

⁷ 複数選択を可能としたことの影響に関しては、和解を選択した回答者がどの程度他の選択肢を同時に選んだかが問題となるが、和解を選択した216名のうち、判決を同時に選択したのは12名（5.6%）、取下げを同時に選択したのは2名（0.9%）であった。仮にこの14名を除外すると、和解は44.5%となり、2004年調査における43.3%とそれほど変わらなくなる。他方、判決に関しては、190名のうち、和解との重複が12名（6.3%）、取下げとの重複が2名（1.1%）であり、やはり重複回答の影響は大きくないが、2004年調査と比べると、比率の低下が見られると言えよう。

あり⁸、本調査においては 2004 年調査よりも代理人付当事者の回答者が若干多くなっていることが影響している可能性があるが、（1）で述べたようにその差はわずかであるので、他の要因も考える必要があろう。

また、和解交渉の有無と終局区分との関係については、表 3 に示すとおりであり、和解交渉がなかったとしながら和解で終結しているものが和解終結当事者中の 44.7%と、半数近くに上っていることが注目される。2004 年調査では、和解終結当事者中、和解交渉なしとしていたものは 31.6%にとどまっていたので、14.1%の増加となる。そのような回答者は、代理人付当事者よりも本人訴訟当事者にむしろ多いようであり、代理人にまかせていたので交渉の存在を知らなかった、といった説明は当てはまらない面がある。こうした変化の背景については、さらに検討の必要があろう。

表 2 裁判途中の和解交渉の有無（2004 年調査と本調査の比較）

	2004		本調査	
和解交渉した	193	37.5%	124	29.0%
しなかった	246	47.8%	205	48.0%
わからない	76	14.8%	98	23.0%
合計	515	100.0%	427	100.0%

表 3 和解交渉の有無と終局区分との関係（本調査）

		判決			和解		
		和解交渉あり	和解交渉なし	合計	和解交渉あり	和解交渉なし	合計
代理人付原告	度数	18	53	71	53	42	95
	%	25.4%	74.6%	100.0%	55.8%	44.2%	100.0%
代理人付被告	度数	6	26	32	19	15	34
	%	18.8%	81.3%	100.0%	55.9%	44.1%	100.0%
本人訴訟原告	度数	3	13	16	4	4	8
	%	18.8%	81.3%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%
本人訴訟被告	度数	9	29	38	13	11	24
	%	23.7%	76.3%	100.0%	54.2%	45.8%	100.0%
合計	度数	36	121	157	89	72	161
	%	22.9%	77.1%	100.0%	55.3%	44.7%	100.0%

⁸ わからないとの回答が占める割合は、代理人付原告、代理人付被告では、それぞれ 25.8%、23.6%であったのに対し、本人訴訟原告、本人訴訟被告では、それぞれ 13.3%、17.7%であった。

3 和解と裁判結果の評価

(1) 検討対象とする回答者の範囲

以上を踏まえ、以下では、和解が裁判結果の評価にどのような影響を与えているかについて検討するが、2 (2) で述べたように、本調査においては、回答者が経験した事件の終局区分が一義的に判決、和解、取下げ等に振り分けられる設問とはなっておらず、1 人の回答者がこれらの複数に該当する場合がある。そのため、判決当事者と和解当事者の比較という点では、判決と和解の双方を選択している回答者の取扱いが問題となるが、前述のように、これに該当する回答者は 12 名と比較的少ないことから、以下の分析においては、この 12 名を除外し、①判決を選択し、かつ和解を選択していない回答者を「判決当事者」、②和解を選択し、判決を選択していない回答者を「和解当事者」として、両者の対比を行うこととしたい⁹。この操作の結果、判決当事者は 178 名、和解当事者は 204 名ということになる。

(2) 終結形態と裁判結果の勝敗評価

表 4 は、判決当事者及び和解当事者による結果の勝敗評価を示したものである。これによれば、判決当事者では、「勝訴だった」、「敗訴だった」という両端の項目に回答が集まっているのに対して、和解当事者では、中間の 3 つの選択肢を選択する回答の割合が判決当事者よりも多くなっていることがわかる。このことは、2004 年調査と同様の結果であるが¹⁰、注目されるのは、2004 年調査においては、「勝訴だった」、「どちらかといえば勝訴だった」の合計は、判決当事者 (49.3%) の方が和解当事者 (46.1%) よりも若干多かったのに対して、本調査では、逆に、判決当事者 (49.5%) よりも和解当事者 (55.1%) の方が多くなっていることである。

つぎに、グラフ 1 は、勝敗評価の平均値を示したものであるが、全回答者でみると、和解の方が若干勝訴側に傾いているようにもみえるものの、統計的に有意な差と言えるかどうかは微妙である¹¹。また、当事者の種類により様相は大きく異なり、代理人付被告の場合には、判決の方が有意に勝訴側に傾く一方、本人訴訟原告の場合には、逆に和解の方が有意に勝訴側に傾いている。こうした傾向は、基本的には 2004 年調査の際にもみられたものであるが¹²、2004 年調査の時点では統計的に有意な差とまでは認められなかったものであり、本調査において、差がより顕著なものとなってきているように見受けられる。

⁹ これに対して、判決または和解の一方と判決または和解以外の選択肢（取下げ、その他、わからない）を同時に選択している回答者については、ごく少数であるが、特に除外はしていない。

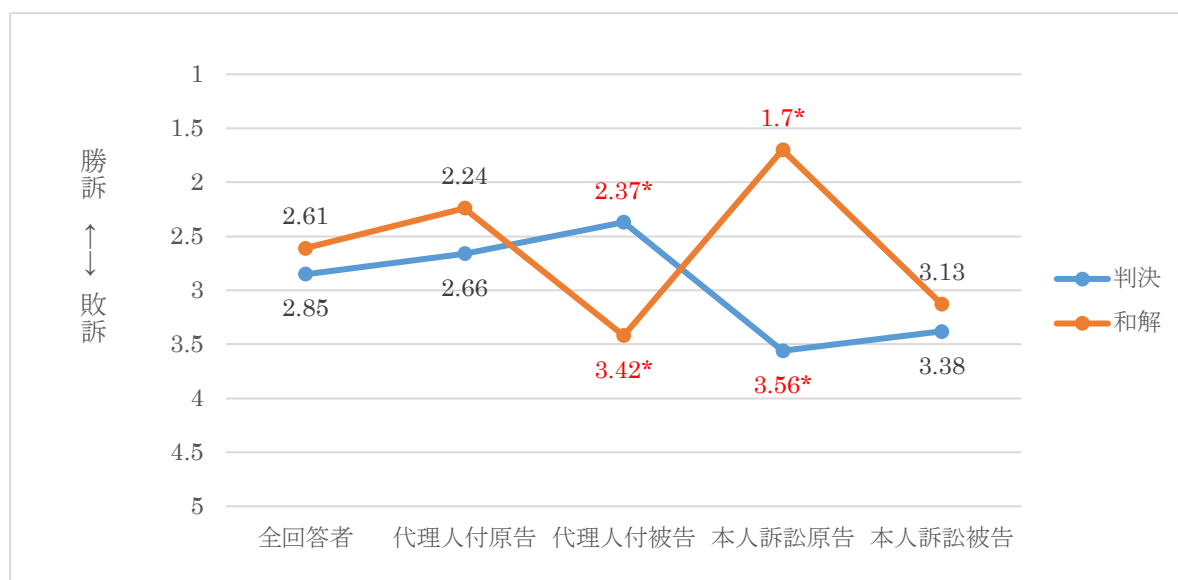
¹⁰ 垣内 (2010 : 220) 参照。

¹¹ $p=0.057$ (独立サンプルの T 検定による)

¹² 垣内 (2010 : 221) 参照。

表 4 終結形態と裁判結果の勝敗評価（本調査）

		勝訴だった	どちらかといえ ば勝訴	どちらとも いえない	どちらかといえ ば敗訴	敗訴だった	合計
判決	度数	64	24	20	14	56	178
	%	36.0%	13.5%	11.2%	7.9%	31.5%	100.0%
和解	度数	51	57	35	24	29	196
	%	26.0%	29.1%	17.9%	12.2%	14.8%	100.0%
合計	度数	115	81	55	38	85	374
	%	30.7%	21.7%	14.7%	10.2%	22.7%	100.0%

グラフ 1 終結形態と裁判結果の勝敗評価（平均値）（当事者種類別）¹³

（3）終結形態と裁判結果の正当性評価

つぎに、結果を正当と評価するかどうかについて、判決・和解別に回答の分布を示したのが表 5、平均値を示したのがグラフ 2 である。

これらによれば、結果の正当性の評価についても、判決の場合の方が和解の場合よりも両極端に偏る傾向があるが、全体の平均については、判決当事者、和解当事者ともに、わずかに「正当だ」という方向に傾いており、両者の間では、やはり有意な差が認められない、ということが分かる¹⁴。また、代理人付被告においては判決の方が高い評価、本人訴

¹³ 判決・和解間の平均値の差について 5%水準で有意差（独立サンプルの T 検定による）が見られる箇所には、アステリスクを付した。以下のグラフにおいても同様である。

¹⁴ 全回答者については、 $p=0.446$ （独立サンプルの T 検定による）であった。

訟原告においては和解の方が高い評価、となっていることは、勝敗評価の場合と同様である。

2004 年調査との比較でいえば、全体的な傾向は同様であるが、代理人付被告、本人訴訟原告に関して、本調査では、2004 年調査の時点では明瞭でなかった判決・和解間の差が顕著になっている点は、勝敗評価の場合と同様である¹⁵。

以上のように、正当性評価に関しては、勝敗評価に関するのとはほぼ同様の結果がみられるといえ、このことは、両者の間に相関があることを示唆する。実際、2004 年調査におけるのと同様に¹⁶、本調査においても、両者の間には高い相関関係が認められる¹⁷。もっとも、注目される点として、2004 年調査においては、判決当事者と和解当事者との間で、勝敗評価と正当性評価との間の相関係数はほぼ同様であったのに対して、本調査の場合、判決当事者の場合のほうが相関係数が大きくなっており、その意味では、勝敗評価と正当性評価とがより直結しているようにみえることが挙げられる。グラフ 3 に示すように、特に「勝訴だった」と回答した回答者において、判決当事者の方が和解当事者よりも結果の正当性を高く評価する傾向、言い換えれば、勝敗評価と正当性評価とが一致する傾向がみられるようである¹⁸。これは、和解の場合には当事者双方の互譲が基本となることから、「勝訴だった」と評価されるにしても多少の譲歩は受け入れていると考えられ、そのことが正当性評価に影響している可能性があるだろう。2004 年調査においても、「勝訴だった」とした回答者において判決当事者の方が正当性評価が高くなっていた点は、本調査と同様であるが、「どちらかといえば敗訴」、「敗訴だった」においても有意差が見られた点、また、「敗訴だった」とした回答者においても、判決当事者における正当性評価の方が高くなっていた点は、本調査と異なる¹⁹。

¹⁵ 垣内（2010：222）参照。

¹⁶ 2004 年調査においては、勝敗評価と正当性評価との間の相関係数は、全回答者については 0.750、判決当事者においては 0.752、和解当事者においては 0.753 であった。

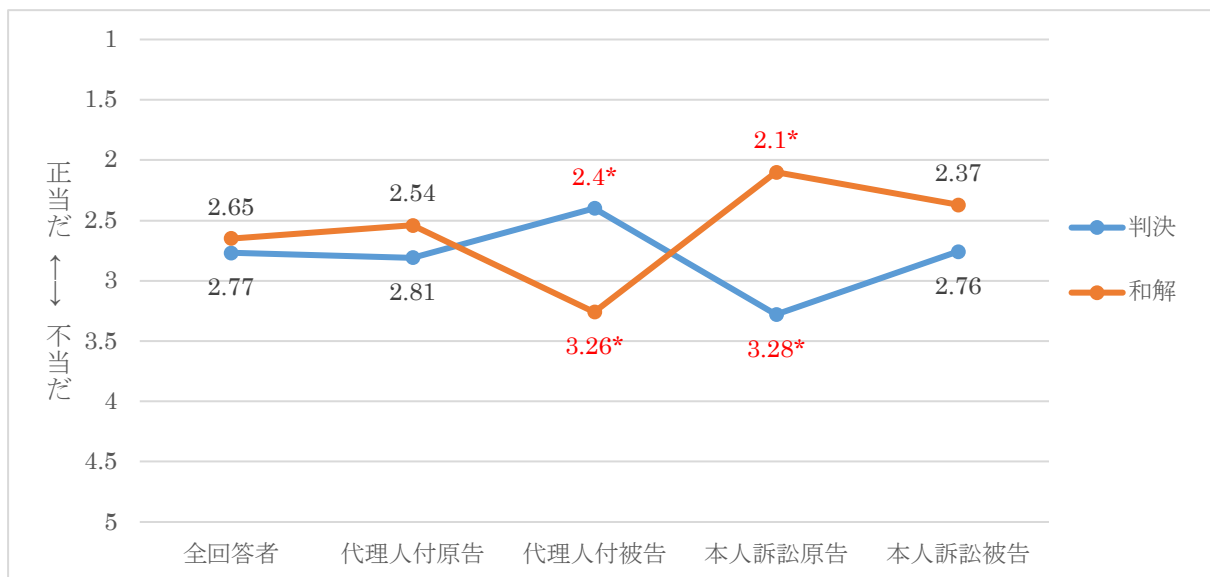
¹⁷ 相関係数は、全回答者 0.769、判決当事者 0.823、和解当事者 0.698 であった（いずれも 1% 水準で有意）。

¹⁸ $p=0.003$ （独立サンプルの T 検定による）。なお、「どちらともいえない」とした回答者においては、和解当事者の方が正当性評価が高くなっているようにもみえるが、統計的に有意な差とまではいえないようである（ $p=0.111$ ）。

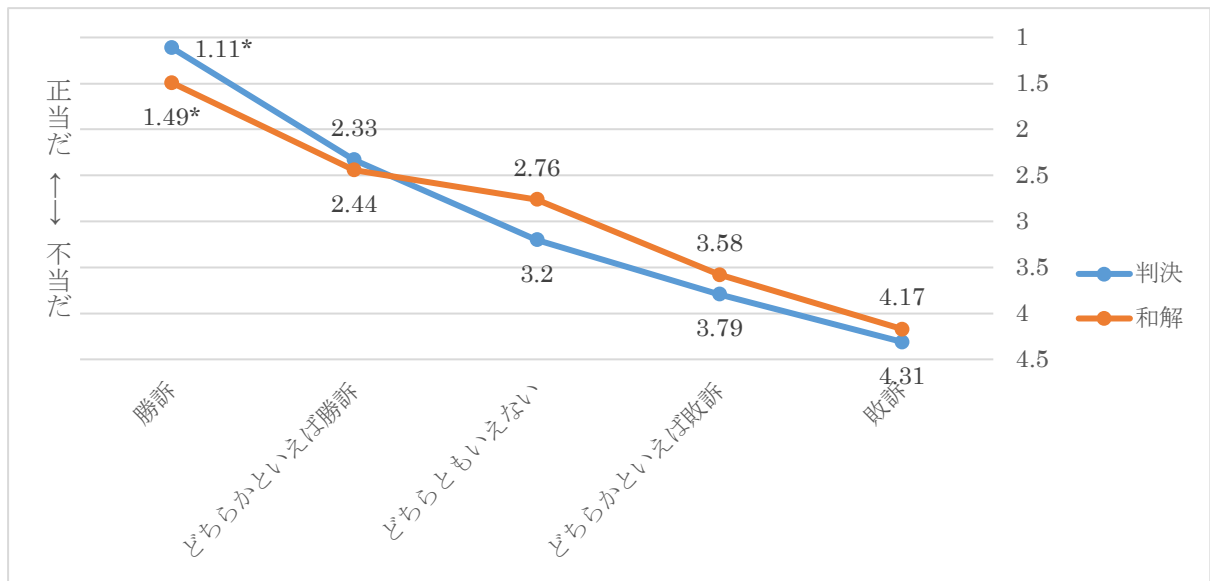
¹⁹ 垣内（2010：224）参照。

表5 終結形態と裁判結果の正当性評価（本調査）

		正当だ	どちらかとい えは正当	どちらともい えない	どちらかとい えは不当	不当だ	合計
判決	度数	57	29	17	22	41	166
	%	34.3%	17.5%	10.2%	13.3%	24.7%	100.0%
和解	度数	43	56	45	29	22	195
	%	22.1%	28.7%	23.1%	14.9%	11.3%	100.0%
合計	度数	100	85	62	51	63	361
	%	27.7%	23.5%	17.2%	14.1%	17.5%	100.0%



グラフ2 終結形態と裁判結果の正当性評価（平均値）（当事者種類別）



グラフ 3 判決・和解の勝敗と正当性評価（本調査）

4 和解と再利用意欲

3 でみてきたところによれば，判決当事者と和解当事者の裁判結果評価を比較した場合，全体としては特段の差はみられず，当事者種類別にみると，代理人付被告においては判決の方が勝訴・正当と評価される傾向がみられ，本訴訟原告においては逆に和解の方が勝訴・正当と評価される傾向がみられた。

そこでつぎに裁判手続の再利用意欲についての結果とみると，まず，表 6 の通り，判決当事者の方が「利用したい」との回答が多いが，同時に「どちらかといえば利用したくない」との回答も多くなっており，逆に和解当事者においては「どちらかといえば利用したい」，「どちらともいえない」との回答が判決当事者よりも若干多くなっている。この結果は，2004 年調査とは相当に異なっており，2004 年調査においては，「利用したい」，「どちらかといえば利用したい」は判決当事者が多く，「どちらともいえない」以下は和解当事者が多い，といういわば判決優位の傾向がみられたのに対し²⁰，本調査においてはそのようなはっきりした傾向はみられないことが注目される。

以上の結果として，グラフ 4 に示すように，本調査の場合，再利用意欲の平均値は判決当事者と和解当事者とでほぼ差がなく²¹，本人訴訟原告と本人訴訟被告では判決の場合のほうが再利用意欲がやや高いようにもみえるものの，統計的に有意な差は見られない²²。これは，2004 年調査の際，全回答者及び代理人付被告において，判決当事者の方が再利用意欲が有意に高かったのとは²³，大きく異なる結果である。また，3 (2) で述べたように，

²⁰ 垣内（2010：228-229）参照。

²¹ 全回答者については， $p=0.972$ （独立サンプルの T 検定による）であった。

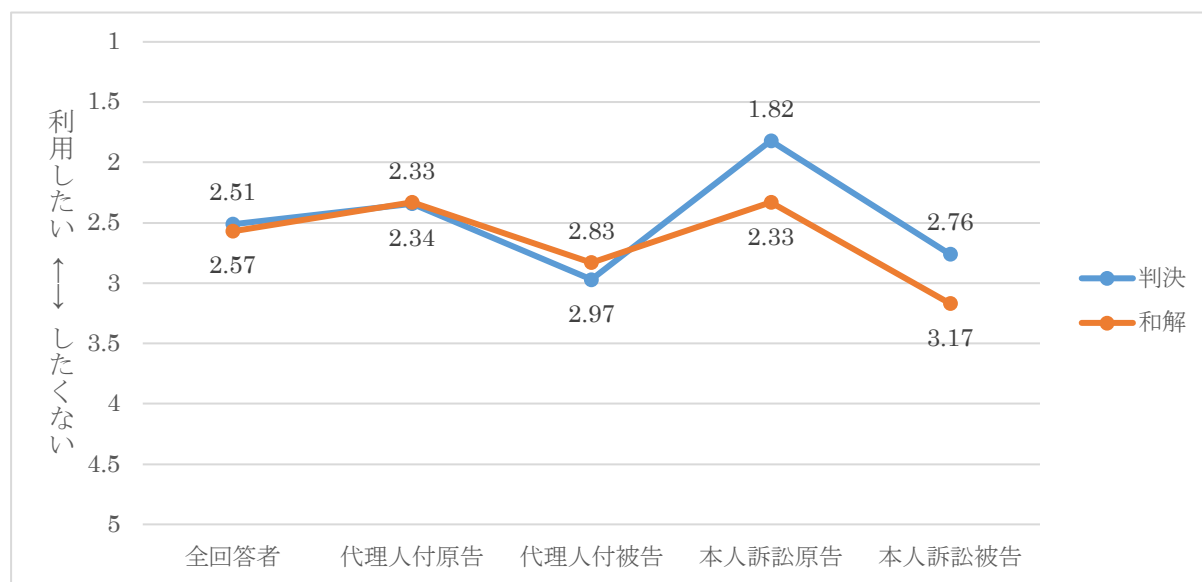
²² それぞれ， $p=0.233$ ， 0.210 （独立サンプルの T 検定による）であった。

²³ 垣内（2010：229）参照。

勝敗評価に関しては、代理人付被告では判決当事者が勝訴との回答が有意に多く、本人訴訟原告では和解当事者の方が勝訴との回答が有意に多かったところであり、正当性評価についても基本的に同様の傾向がみられたが、再利用意欲に関しては、代理人付被告では、有意差はないものの和解当事者の方がむしろ若干高く、逆に本人訴訟原告では、これも有意差はないものの判決当事者の方が高いという結果となっており、勝敗評価との間で一種の逆転現象が生じている点も、興味深い。言い換えれば、代理人付被告の場合、有利な結果を得た判決当事者が多かったものの、それが高い再利用意欲には直結しておらず、また、本人訴訟原告の場合、不利な結果であった判決当事者も、高い再利用意欲を有している、ということになる。

表 6 判決・和解と裁判手続再利用意欲（本調査）

		利用したい	どちらかといえ ば利用したい	どちらとも いえない	どちらかといえ ば利用したくない	利用したくない	合計
判決	度数	57	32	35	27	18	169
	%	33.7%	18.9%	20.7%	16.0%	10.7%	100.0%
和解	度数	53	44	44	25	22	188
	%	28.2%	23.4%	23.4%	13.3%	11.7%	100.0%
合計	度数	110	76	79	52	40	357
	%	30.8%	21.3%	22.1%	14.6%	11.2%	100.0%



グラフ 4 判決・和解と再利用意欲（当事者種類別・平均値）（本調査）

5 和解と総合満足度

最後に、本調査において新設された質問である総合満足度についての結果を確認しておきたい。

表7に示すように、「満足している」との回答の比率は判決当事者と和解当事者とではほぼ同様であるが、「ある程度満足している」から「ある程度不満である」までの中間的な回答は、いずれも和解当事者の方が多く、「不満である」との回答は、判決当事者の方がかなり多くなっている。

また、グラフ5に示すように、平均値をみると、全回答者に加え、代理人付被告²⁴を除くすべての当事者カテゴリーにおいて、和解当事者の方が有意に満足度が高いという結果となった。こうした傾向は、4で確認した再利用意欲についての回答とはやや異なり²⁵、むしろ、3でみた勝敗評価や正当性評価に近いもののように見受けられる。本人訴訟原告、本人訴訟被告の判決当事者の場合、「今回経験した裁判」への満足度が低くても、再利用意欲は損なわれないようであり、今回は不利で不満足な結果であっても、次回はそうなるとは限らない、と考えられているとすれば、裁判制度そのものに対しては、比較的堅固な信頼を有しているということかもしれない²⁶。

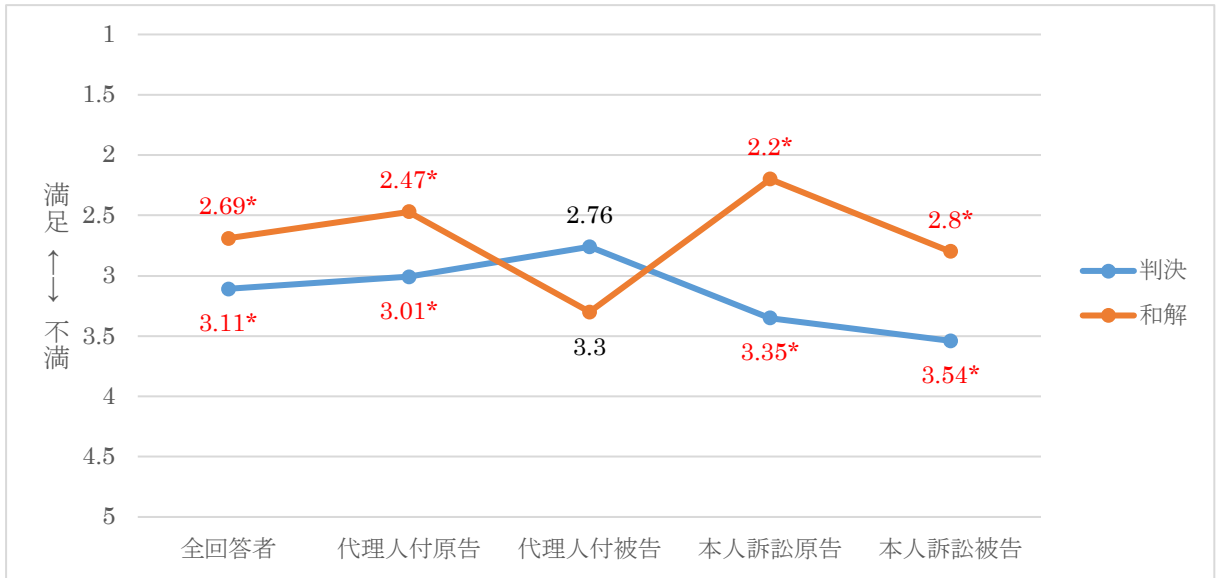
表7 判決・和解と総合満足度（本調査）

		満足している	ある程度満足している	どちらともいえない	ある程度不満である	不満である	合計
判決	度数	33	42	17	14	56	162
	%	20.4%	25.9%	10.5%	8.6%	34.6%	100.0%
和解	度数	38	62	39	32	23	194
	%	19.6%	32.0%	20.1%	16.5%	11.9%	100.0%
合計	度数	71	104	56	46	79	356
	%	19.9%	29.2%	15.7%	12.9%	22.2%	100.0%

²⁴ 代理人付被告の場合、判決当事者の方が満足度が高いようにみえるが、統計的に有意な差とまではいえないようである（ $p=0.110$ ）（独立サンプルのT検定による）。

²⁵ その意味では、2004年調査と異なり、本調査において、再利用意欲とは別に総合満足度についての設問を設けたことには、意義があったものと言えよう。

²⁶ 本調査においては、民事訴訟利用者調査（民事訴訟制度研究会（2018）など）とは異なり、回答対象となった個別事件を離れた制度評価については、直接質問していないため、制度に対する信頼の度合いを直接確認することはできない。ただ、裁判官への信頼や裁判官の公正さへの評価は、制度に対する評価と関連している可能性もあり、その点の検証はつぎの課題としたい。また、再利用意欲と従前の裁判・調停の経験の有無・回数との関係も、興味を惹くところである。



グラフ 5 判決・和解と総合満足度（当事者種類別・平均値）（本調査）

6 おわりに

以上をまとめれば、和解当事者及び判決当事者による裁判結果等の評価について、2004年調査と本調査を比較すると、①結果の勝敗評価については、代理人付被告、本人訴訟原告において、2004年調査の際には見られなかった有意差が認められるに至った点を除けば、大きな傾向に変化はないが、変化がみられた点として、②結果の正当性評価について、調査では、代理人付被告の場合に判決の正当性評価が向上し、逆に、本人訴訟原告においては和解の正当性評価が向上しているようにみえること、③再利用意欲については、2004年調査では、判決当事者の方が和解当事者よりも再利用意欲が高く、特に代理人付被告の場合にそうした傾向が確認されたが、本調査では、そのような判決優位の傾向はみられなくなっていることが挙げられる。また、④本調査で質問が新設された裁判の総合満足度については、全体に和解当事者の方が高い評価となっており、再利用意欲とは異なる傾向を示していることが確認された。

これらの結果を見る限り、本調査においては、1（3）で言及した民事訴訟利用者調査の場合とは異なり、判決優位の傾向の強化といった形での経年変化はみられないようであるといえる。

以上の検討は、ごく初歩的なものにとどまっており、2004年調査から変化のみられた点や、民事訴訟利用者調査との差異の要因についての探究などが、課題として残されている。これらの点については、今後さらに検討を深めることとしたい。

〔文献〕

フット、ダニエル・H／太田勝造（2010）『現代日本の紛争処理と民事司法③』東京大学出版会

- 伊藤眞ほか（1999）「（座談会）当事者本人からみた和解」判例タイムズ 1008 号 4-43 頁
- 垣内秀介（2010）「和解と当事者の訴訟手続評価」ダニエル・H・フット＝太田勝造編『現代日本の紛争処理と民事司法③』東京大学出版会，217-240 頁
- 垣内秀介（2018）「訴訟上の和解の現在——『和解技術論』出現以後の展開を振り返って」草野芳郎先生古稀記念『和解は未来を創る』信山社，13-34 頁
- 民事訴訟制度研究会（2007）『2006 年民事訴訟利用者調査』商事法務
- 民事訴訟制度研究会（2012）『2011 年民事訴訟利用者調査』商事法務
- 民事訴訟制度研究会（2018）『2016 年民事訴訟利用者調査』商事法務
- 太田勝造（1993）「実態調査からみた和解兼弁論（弁論兼和解）」「交渉と法」研究会『裁判内交渉の論理』商事法務研究会，16-54 頁
- 菅原郁夫（2014）「当事者の視点から見た和解の評価」梅善夫先生・遠藤賢治先生古稀祝賀『民事手続における法と実践』成文堂，101-134 頁
- 山田文（2010）「和解当事者と判決当事者とは，訴訟手続の評価は異なるか」菅原郁夫ほか編『利用者が求める民事訴訟の実践』日本評論社，83-95 頁